

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金)午後1時41分から午後2時45分

2. 開催場所 合志市役所防災センター避難所1

3. 出席委員(13人)

| | | | |
|---------|-----|----|-----|
| 会長 | 14番 | 福嶋 | 求仁子 |
| 会長職務代理者 | 1番 | 平山 | 和敬 |
| 委員 | 2番 | 清原 | 啓喜 |
| 〃 | 4番 | 平野 | 昭代 |
| 〃 | 5番 | 高島 | 一久 |
| 〃 | 6番 | 村上 | 幸記 |
| 〃 | 7番 | 長野 | 昌治 |
| 〃 | 8番 | 齋藤 | 典夫 |
| 〃 | 9番 | 野田 | 隆一 |
| 〃 | 10番 | 城 | 英夫 |
| 〃 | 11番 | 青木 | 恵夫 |
| 〃 | 12番 | 岡田 | 政広 |
| 〃 | 13番 | 坂口 | 正子 |

4. 欠席委員(1名)

委員 3番 上野 育夫

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 「農地等利用の最適化の推進に関する方針」の改正について
第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第5号議案 農地所有適格法人設立届出について
第6号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて
第7号議案 あっせん委員の指名について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

報告第2号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配
分計画の認可について

報告第3号 非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範行
次長 竹田 直広
主幹 秋吉 秀美

○事務局長 それでは、ただいまより令和5年3月の農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたり、福嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さん、こんにちは。

我が家は今朝初めてストーブをつけずに、朝過ごしました。本当に暖かくなってきたなと思いますけれども、昨夜雷雨でしたけれども、朝すっきり晴れているかと思うと大陸のほうから黄砂が降るということで、本当に春を感じさせる。そして仕事のほうも一段と忙しくなってくるというそういう気がいたします。

さて、昨年、2月の間ですけれども、2月もいろいろなことがございまして特に皆さんにご参加いただきました県立劇場での研修会ですね。今年、去年の4月から今回の3月にかけてちょうど1年を迎えるわけなんですけれども、農業委員会として一通りの勉強を1年間の間にさせていただきました。そして2月22日に行われました県劇の農地の最適化推進ブロック研修会というのは、これから農業委員として取り組んでいく一番大切な項目の勉強会でした。一番力を入れていきたいというそういう部分でございます。それにつけても、その後また女性の大会のほうでも最適化に向けた更に一歩進んだ勉強会として、あっせんの女王として全国でも有名な女性がいらっしゃいまして、新潟県の阿賀野市にいらっしゃって現在9期目の農業委員を30代からずっと務めていらっしゃって、集めた情報が素晴らしい。地域の情報を本当に頭の中に徹底して入れていらっしゃるという感じでお一人お一人を細かくサポートしていらっしゃる方で、その方のお話を聞くことができました。彼女のその思いですね、それから取り組み方。そういう姿勢は後ほど録画をしておりますので、また時間があれば皆さんと一緒に見たいと思いますし、またそれを見ながらそれぞれの皆さんのどういったところで研修をしていくか、実現させていくかというところを考えていただければと思っております。

それからもう一つ、今回の市の広報誌の中に後ろのページになりますけれども、市民のひろばというところに市の農業を担う若者たちの激励、就農奨励金交付式ということで、写真に載せております。今回4の方が奨励金を受けることになりましたけれども群の松本さん、それから横町の渡邊さん、生坪の宮本さん、そして辻の吉永さんという4の方が将来有効な担い手として市から奨励金をお受け取りになりました。お近くにお住まいの方もいらっしゃいます。また農業委員として、しっかり見守ってあげながらお力になっていただければ大変うれしいなと思っております。

また、2月は両方お伝えいたしましたけれども、どうぞ今日もいろいろな審議が重なっております。一つ一つをしっかりと見つめていきながら、審議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、3番上野委員より欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

- 議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（１）議事録署名者

- 議長（福嶋求仁子君） それでは、３の議事に入ります。
議事録署名者につきましては、10番の城委員、11番の青木委員を指名いたしますので、よろしくようお願いいたします。

-----○-----

（２）農家調査及び現地調査員

- 議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員1番平山委員、2番清原委員、推進委員7番澤田委員、9番林委員、11番酒井委員、以上5名の委員さん方へ適宜ご意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

（３）議案

- 議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。
第1号議案、「農地法等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について上程いたします。
事務局に説明を求めます。

- 事務局長 それでは、第1号議案、合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、別紙のとおりご審議のうえ、委員会の意見を決定いただくものでございます。

別綴の資料の「合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)」と「新旧対照表」をご覧ください。

これは、地域の強みを活かしながら、活力のある農業・農村を築くため、農業委員会法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、合志市農業委員会の指針として定めているものです。

この指針につきましては、委員改選の都度、検証と見直しを行うこととされていますので、委員さん方の就任後の令和4年5月の農業委員会総会にて議案審議いただき、改正を行ったところではありましたが、今年度農業委員会法の改正が行われ、新たに目標達成の評価方法について、新たに指針の中に盛り込む必要が生じたことにより改正を行うものです。

改正部分につきましては、新旧対照表の下線が引いてある部分です。表の右側が変更前、左側が変更後の最適化指針です。

本年度5月に改正を行っておりますので、目標数値等の数値の部分については変更ありません。

主な変更点としましては、農地利用最適化活動の3つの取り組みであります、「遊休農地の発生防止・解消活動」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」のそれぞれの取り組みについて、その成果をどのように評価するかということにつきまして追加をいたしております。

その他、文言の表現について何箇所か修正をいたしております。内容につきましては新旧対照表にて各自ご確認をいただきたいと思っております。

なお、推進委員さん方にも今回の改正案について、事前に資料をお配りし、意見を求めたところでしたが、特段ご意見はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。この件に関して委員さん方から、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にご質問はございませんか。

今後の10年後に向けての担い手への農地の利用集積目標であるとか、いろいろ載っておりますけれども、何か疑問に思ったところがございましたら、何かご意見いただければと思います。それでは、ご意見なしと認めてよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。この指針に基づいて農業委員会としてもしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、「農地法等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、「農地法等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の2ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりでございます。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』1ページの中央斜線部分が申請地です。県道住吉熊本線のすぐ西側に位置する農地でございます。

次の2ページが申請地の現況写真です。

次に3ページをお開きください。保有されている農業機械でございます。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件ですが、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、遊休化した農地でございます。許可後に農地へ復元をされ、その後、粟などを作付けされる予定です。周辺農地への支障はないものと考えられ該当いたしません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の澤田推進委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推進委員7番（澤田清君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

先月2月28日の午前11時頃に、私と福嶋会長と事務局で現地調査を行いました。今回の申請理由は規模拡大のための所有権移転です。申請地のすぐ近くに申請人が所有する山林があり山仕事や工作を同時にすることで、効率よく作業を行うことができます。また許可後は粟を作付けする予定のため周りの農地への影響も心配ないかと思われまます。

よろしく審議のほどをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。ご意見、ご質問がないようでございますので、採決

を行います。

第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、ご説明申し上げます。議案書の3ページをお開きください。上段になります。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりでございます。

申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、3筆ございます。議案書『別紙』の5ページをご覧ください。図面中央よりの真ん中にあります斜線部分が申請地でございます。泗水バイパス西側の農地でございます。

次に6ページ、7ページが現況の写真です。

8ページですが、保有されている農業機械の写真です。

次に9ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件ですが、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、申請地は現況が竹林であります。申請時に農地復元への工程表が提出されておりますので、許可後工程表に基づいて復元作業をされ、その後、栗を作付けされる予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長(福嶋求仁子君) はい。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（清原啓喜君） それでは、農家及び現地調査につきまして報告します。

2月28日午前8時より私と鈴木推進委員、事務局で現地調査を行いました。今回の申請の理由は経営規模拡大のための所有権移転です。

申請地は現況が竹林であり、事務局からの説明のとおり、許可後農地への復元工程表に基づいて農地へ復元される予定です。復元後、対象地につきましては、栗を植える予定であり、周辺への農地への影響は心配ないと思われれます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の3ページをお開きください。下段になります。

賃借権設定番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりでございます。申請の理由は、新規就農のための賃借でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』11ページをお開きください。図面中央から右側、上段と中段に2筆・黒枠斜線部分が申請地です。下群区近くの農地です。

12ページが現況の写真です。

13ページが、保有されている農業機械の写真です。

次に14ページをご覧ください。全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件ですが、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、今度借受けます農地が50アール以上のため、該当いたしません。

第7号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで野菜等のハウスとして利用してあるところもあります。許可後は、ハウスでのトルコギキョウを作付けされる予定のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当いたしません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の酒井推進委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（酒井研一君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

2月28日、午前10時頃、私と上野委員と事務局と現地調査を行いました。今回の申請の理由は新規就農のための賃借権、申請人は大学で植物学について学ばれ就職後も花き業界に従事されました。地元に戻ってからは農研センターや先輩生産者の下で花き栽培についての技術を習得されました。また対象地につきまして、ハウスを利用しての花き栽培やトルコギキョウを作付けされますことから周りへの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸駐車場への転用です。

議案書別紙の15ページをお願いいたします。図面中央右側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、国道387号の東側、県道大津植木線沿いに位置する農地です。

次の16ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は砂利敷きがされ、すでに貸駐車場として利用されておりました。申請者からは始末書が提出されており、3年程前から農地法の許可を得ずに貸駐車場として利用をしていたとのことでした。今回正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

17ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を近隣アパート住民及び近隣開発に伴う事業者用の貸駐車場として利用する計画です。

18ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の19ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設である愛泉保育園及び医療施設である庄嶋医院が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の林推進委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推進委員9番（林 眞三君） それでは、現地調査につきましてご報告をします。

令和5年2月28日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側は農地ですが、林地から2mほどスペースを空けて整備し、かつ傾斜をつけ土砂、雨水の流出がないよう計画されており、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は住宅敷地拡張です。

議案書別紙の21ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、宮川内科医院の南西側、ひのくにふれあいセンターの北西側に位置する農地です。申請地北側の点線囲みの部分は既存の宅地部分です。

次の22ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は倉庫が建ちすでに宅地の一部として利用されておりました。申請者からは始末書が提出されており、昭和53年頃に倉庫を建築する際、隣の畑との境界をはみ出して建築してしまったとのことでした。今回正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

次の23ページが配置図です。申請者は個人で、引き続き住宅敷地の一部として利用する計画です。

24ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の25ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である宮川内科医院及び公益的施設である栄保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の林推進委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○推進委員9番(林 眞三君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和5年2月28日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い申請代理人より申請内容等お聞きしました。申請地の南側は農地ですが、現在のとおり境界にはブロック等が設置されており、特段心配はないかと思います。

皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は障がい者支援センターへの転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の27ページをお願いいたします。図面左側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、合志市社会福祉協議会の北側、県道熊本菊鹿線沿いに位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。

29ページが配置図です。申請者は社会福祉事業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護等を行う障がい者支援センターを整備する計画です。

30ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の31ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設であるあいあい保育園及びこのみざか保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1、事務局から説明をいただきました。

それでは、事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして、報告します。

令和5年2月28日の午後、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は北西側に農地ですが、境界にブロックを設置する予定で土砂流出防止がなされており、また造成排水についても計画されているため特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の33ページをお願いいたします。図面中央右下の太枠斜線部分が番号2の申請地で、西合志東小学校の南東側、三ツ石駅の東側に位置する農地です。

次の34ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は砂利敷きがされ、すでに農地以外の利用をされていました。申請者からは始末書が提出されており、現所有者が昭和42年に時効取得した際には建物が建築されており、前所有者が農地法の許可を得ずに農地以外の利用をしていたとのことでした。

次の35ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、個人住宅を建築する計画です。

36ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の37ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に教育施設である西合志東小学校及び西合志南中学校が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） それでは現地調査につきまして、報告します。

令和5年2月28日の午後、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地周辺に農地はなく、営農上の心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第5号議案、農地所有適格法人設立届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

第5号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。
議案書別紙の39ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の4つの要件全てを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか1つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできても、買うことまではできません。

今回、2社の法人から農地所有適格法人として基盤強化法にて農地を賃借したい旨申出がございまして、それぞれ議案書別紙の39ページ、55ページから2社分の資料を添付しております。

その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の12ページの利用権設定番号5及び番号9の案件となります。次の第6号議案で利用権設定をご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

議案書別紙の39ページをご覧ください。

当該法人は合志市竹迫に本社を置いている法人でございます。以前から貸借を結んでいましたが、適格法人設立届出の手続きが漏れていたため、今回設立届を出していただいております。

当該法人につきましては、主に酪農を行う法人で、議案書別紙の39ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の40ページから51ページまでの部分になります。

続きまして議案書別紙の53ページをご覧ください。

当該法人は合志市豊岡に本社を置いている法人でございます。以前は代表者個人名で利用権設定しておりましたが、今回法人名にて利用権設定するにあたり農地所有適格法人設立届を出していただいております。

当該法人につきましては、主に芝の生産を行う法人で、議案書別紙の53ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の54ページから65ページまでの部分になります。
以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局からの説明がわかりました。この件に関して委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。ご質問やご意見ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農地所有適格法人設立届出につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地所有適格法人設立届出は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第6号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書7ページをお開きください。

第6号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて次のとおり取りまとめたので承認を求めます。

8ページをお開きください。

8ページは農用地利用集積計画の総括表でございます。左側が今回の3月総会分でございます。右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定の累計数になります。

次、9ページになります。9ページは、利用権設定等状況一覧表の中の所有権移転関係になります。

詳しい内容につきましては、後のほうになりますけど16ページに記載されております。

次の10ページ、11ページが今回の利用権設定の一覧表です。11ページの一番右側、農用地面積(イ)の計の下が利用権設定、総合計の面積134,384㎡でございます。

次の12ページをお開きください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数でございます。20件ございました。

1番から16番までが再設定でございます。17番から20番までが新規でございます。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりでございます。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明をいたします。

番号1、賃借権、トウモロコシ、10年、15,000円

番号2、賃借権、トウモロコシ、10年、15,000円、2筆

番号3、賃借権、西瓜、10年、20,000円

番号4、賃借権、西瓜、5年、15,000円

番号5、賃借権、トウモロコシ、5年、30,000円、2筆

番号6、賃借権、WCS、5年、20,000円

番号7、賃借権、水稲、5年、20,000円

番号8、賃借権、トウモロコシ、5年、15,000円、2筆

番号9、賃借権、芝、5年、20,000円、2筆

番号10、賃借権、大豆・水稲、5年、10,000円、3筆

番号11、賃借権、イタリアングラス、5年、4,100円

番号12、賃借権、水稲、5年、20,000円

番号13、使用貸借、水稲・大豆・法蓮草、10年、0円、10筆

番号14、使用貸借、青刈り・トウモロコシ、10年、0円

番号15、使用貸借、法蓮草・玉ねぎ・大根葉、5年、0円、12筆

番号16、使用貸借、イタリアングラス、5年、0円、2筆

なお、13番から16番の使用貸借につきましては、農業者年金の再設定になっております。

続きまして、次のページでした。

番号17、賃借権、トウモロコシ、10年、16,000円

番号18、賃借権、トウモロコシ、10年、25,000円

番号19、賃借権、トウモロコシ、5年、2,500～25,000円、8筆

番号20、賃借権、WCS・イタリアン、5年、25,000円、5筆

以上、第6号議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次の16ページをお開きください。16ページは先ほど4ページの利用権設定状況一覧表の所有権移転関係の詳しい内容でございます。

次に16ページの下段になります。農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計でございます。

今回の合意解約件数は、3件、6,073㎡でございました。

内契約予定件数があるものが、3件、6,073㎡でございます。

今回の3件は次の契約が予定されております。

これで第6号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。

委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

平野委員。

○4番（平野昭代君） すみません、私の聞き間違いかもしれないんですけど、確認なんですけど。番号10番のところで、賃借料15,000円て言われたような。

○事務局 すみません、10,000円です。申し訳ありません。ご指摘ありがとうございます。

○議長（福嶋求仁子君） ご指摘、ありがとうございます。そのほかございませんか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第6号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第7号議案、あっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書17ページをお開きください。

売買希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、19ページになります。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、県道大津植木線の北側及び合志中学校の東側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、現所有者がお父様から相続で取得し、荒れないよう管理のみしておられましたが、管理に手間がかかるため当該申出地を売却したくあっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります岡田委員、渡邊英二推進委員にお願いいたします。

続きまして、議案書17ページにお戻りください。

売買希望番号2、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続きまして場所ですが、提案書20ページになります。図面右下の太枠斜線部分が申出地で、国道387号東側、塩浸浄化センターの北東側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、現在の小作が令和5年4月末で満了するにあたり、所有者も高齢であり財産整理のため売却したくあっせんを申し出たとのことです。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります長野委員、村上推進委員にお願いいたします。

続きまして、議案書18ページにお戻りください。

賃借希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続きまして申請地の場所ですが、21ページになります。図面右上の太枠斜線部分が申出地で、JA菊池合志中央支所の北側、合志小学校の東側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、現在口頭契約にて借している耕作者からもう耕作をしないとのことで農地が返ってきたため、新しい借り手を探してほしいということで、あっせんを申し出をされてきた次第です。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります福嶋委員、齋藤委員、澤田推進委員にお願いいたします。

続きまして議案書18ページにお戻りください。

賃借希望番号2、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続きまして場所が、議案書の22ページになります。図面左上の太枠斜線部分が申出地で、菊鹿園及びさくらんぼ保育園の北西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、現在口頭契約にて借している耕作者からもう耕作をしないとのことで農地が返ってきたため、新しい借り手を探してほしいということで申し出された次第です。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります平山委員、内平推進委員にお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。何か質疑はございませんか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第7号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第7号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明いたします。議案書23ページをお願いいたします。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては、記載しておりますとおり、所有権移転1件の届出がっております。

続きまして、場所を説明いたします。24ページをお開きください。

須屋市民センター南西側、須屋駅の南側に位置する農地です。譲受人はご夫婦で個人住宅を建築される予定です。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局から、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）についての説明が終わりました。

委員さん方から何か質疑等はございますか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） はい。それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用（届出）につきましては、以上で報告を終わります。

続きまして、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明いたします。議案書25ページをお願いいたします。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載してあるとおりです。ここにあげられているのは、平成30年1月の農業委員会総会で審議し、熊本県農業公社（中間管理機構）が中間管理権を取得した農地で、基盤強化法に基づき、地域の担い手に貸し付けるものです。平成30年3月から、農業公社が10年で借受け、担い手に5年で貸し付けておりました。今回は5年の期限が来るため再設定となります。

この法手続きは、県の公告をもって法の効力が生じることとなっており、令和5年2月14日付けで認可されているため報告を行うものです。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局から、第2号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可についての説明が終わりました。

委員さん方から何かご質疑はございますか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、第2号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可につきましては、以上で報告を終わります。

続きまして、第3号報告、非農地判断につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の30ページをお願いいたします。

昨年委員の皆さまに行っていただきました、農地利用状況調査の結果を基に、事務局で再度確認を行い、再生困難と思われる農地につきまして各地区委員さんのご意見をいただきながら非農地の判断を行いました。

今回非農地判断は、38筆で総面積は20,880㎡になります。

詳細につきましては、議案書31ページ以降の一覧表と別冊の位置図でご確認ください。

なお、非農地判断となりました場合には、法務局、県申請部課にその旨を通知し併せて地権者の方には地目の変更を・・・で行っていただくよう通知いたします。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局から、第3号報告、非農地判断につきまして説明が終わりました。

委員さん方から何かご質疑はございますか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、

第3号報告、非農地判断につきましては、以上で報告を終わります。
以上で、全ての議案が終わりました。事務局へお返しいたします。

-----○-----

(4) 閉会

○事務局長 それでは、長時間に渡ります慎重審議ありがとうございました。
以上をもちまして、令和5年3月の農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時45分